

熱海市農業委員会

令和5年6月総会 議事録

1. 日 時	令和5年6月23日(金) 午後1時30分
2. 場 所	熱海市役所第1庁舎4階 第2会議室
3. 出 席 者	出席委員 西島 健介 塩谷 昇二 田中 公一 古屋 互 山田 秀明 小松 久峰 蒔田 廣康 川口 哲章 出席推進委員 杉崎 保 小松 力 窪田 隆一 欠席委員 秋山 和利 新留 奈美 出席職員(事務局) 遠藤 浩一 松村 光庸
4. 審 議 案 件	1. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 2. 農地法第3条の規定による許可申請について 3. 農地法第3条許可後の許可取消願について 4. 農地法第3条の規定による許可申請について 5. 非農地証明申請について 6. その他
5. 議 事	開始 午後1時30分 終了 午後3時00分
西島 健介議長	それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事は、5条申請が1件、非農地証明申請が1件、3条許可後の取消願が1件、3条申請が2件の合計5件です。議事録署名人は、4番の山田秀明さんと5番の小松久峰さんです。それでは議事に入りたいと思います。議案第1号の下多賀の5条申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。 <p style="text-align: right;">上地</p> の所在が下多賀 で地目が登記畑・現況畑、面積が338㎡です。転用計画の転用の目的が自己住宅、権利設定事由が譲受人が賃貸マンションに居住中であり、100㎡前後の自己住宅を建築したいと考えており、また将来両親が高齢になった時の介護等を考え、実家近くの申請地に自己住宅を建築したいということです。譲渡人が譲受人の事情を考慮し売却するということです。工期が令和5年7月30日から令和6年3月31日までです。建築面積が91.92㎡です。これについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長

追加の説明を、小松さんお願いします。

小松 久峰委員

申請農地の区分は2種で農振の区分は地域内白地、宅造規制はあり、風致は2種で用途区分は非線引き地区、申請内容は農地法第5条第1項の規定による許可申請となっております。審議をお願いいたします。

西島 健介議長

質問等なければ問題なしということで承認でよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

西島 健介議長

続きまして2号議案に入らせていただきます。泉元門川分の3条申請について、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

土地の所在が泉元門川分、地目が登記畑、現況畑、面積1,689㎡、泉元門川分、地目が登記畑、現況畑、面積が1,785㎡、合計3,474㎡です。契約の内容が賃借権の設定で20年です。所有する農地はなし、機械の所有の状況が草刈機2台、動力噴霧器1台、耕運機1台です。作付け作物・作付け面積が、柑橘類2,500㎡、野菜974㎡です。農作業に従事する者が68歳男性、会社役員農作業の経験あり、年間従事日数170日、臨時雇用労働力ありです。備考として、東京の高級スーパーと柑橘販売の契約済み。独自ルートにて有機・減農薬栽培のマーケットを開拓している。後継者の育成並びに日本レモン発祥地を国内外に広め、放置されている近隣の農地の再生等を行っていきたいということです。住所地からの距離は6kmです。これについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長

追加の説明を、塩谷さんお願いします。

塩谷 昇二委員

申請農地の区分は2種で農振の区分は地域内白地、宅造規制はあり、風致は1種で用途区分は非線引き地区、申請内容は農地法第3条の規定による許可申請となっております。審議をお願いいたします。

西島 健介議長

隣の農地を前に賃借権の設定をしている方です。質問がなければ、問題ないということで、承認でよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

西島 健介議長

続きまして3号議案、下多賀の3条許可後の許可取消願、4号議案、下多賀の3条申請について、4月に許可した案件ですが申請の住所が古い住所だったということで許可の取消後、再申請ということです。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農地法第3条許可後の許可取消願についてです。

土地の所在が下

多賀、地目が登記畑、現況畑、面積が188㎡です。取消理由が譲渡人住所が古い住所であったため取消後、再申請するためということです。続いて、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

土地の所在が下多賀、地目が登記畑、現況畑、面積が188㎡です。契約の内容が所有権の移転、所有する農地が3,606㎡有り、機械の所有の状況が草刈機2台、動力噴霧器1台、軽トラ1台です。作付け作物・作付け面積が柑橘類188㎡です。農作業に従事する者が81歳男性、無職、農作業経験ありで、年間従事日数が100日、臨時雇用労働力はなし、次世代に繋ぐための集積ということです。住所地からの時間は車で5分ということです。これについて審議をお願いします。

西島 健介議長 追加の説明を、小松久峰さんお願いします。

小松 久峰委員 農地区分は2種で農振区分は地域内白地です。宅造規制あり、風致地区は2種で用途区分は非線引き地区です。申請内容は農地法第3条許可後の許可取消願と農地法第3条の規定による許可申請についてとなっています。あわせて審議をお願いします。

西島 健介議長 古い住所だったものを改めるだけですので、問題ないので、承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

西島 健介議長 議案第5号、桜町の非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第5号、非農地証明申請についてです。土地の所在が、桜町、地目が登記畑、現況宅地、面積385㎡です。耕作以外に供した年月日が昭和44年4月15日で、耕作以外の目的に供した理由は父が自宅兼アパートを新築した際に庭として一体利用を開始したためということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法に詳しくなかったためということです。これについて審議をお願いいたします。

西島 健介議長 追加の説明を、古屋さんお願いします。

古屋 互委員 農地区分は3種で農振区分は地域外です。宅造規制あり、風致地区は無指定で用途区分は第2種住居地域です。申請内容は非農地証明申請となっています。審議をお願いします。

西島 健介議長 問題ないということで承認でよろしいですか。

全 員 (異議なしの声あり)

西島 健介議長

以上で議事は終わりになります。その他に移ります。

【その他】

特になし

塩谷 昇二委員

本日の議案ですが、5条申請が1件、非農地証明申請1件、3条申請が2件、3条許可後の取消願が1件承認されました。それでは、本日はありがとうございました。

議 長

西島健介

4番委員

山田秀明

5番委員

小松久峰